事　務　連　絡
令和６年９月１７日

事 業 主　様

東京文具工業健康保険組合

令和６年１０月１日より施行される改正事項等について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和６年２月２６日付事務連絡「令和６年度において施行される主な改正事項等について（お知らせ）」にてご通知いたしましたように、令和６年１０月１日に施行される改正事項等の具体的な内容について、下記のようにご通知いたしますので、ご担当者様及び被保険者並びに被扶養者の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

記

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大（令和６年１０月１日より施行）

厚生年金保険法等の改正により、特定適用事業所の要件が変更され、短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用がさらに拡大されます。
該当する事業所様へは、日本年金機構より令和６年９月上旬に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付され、同年１０月上旬に「特定適用事業所該当通知書」が送付されることとなっております。
特定適用事業所に該当し、新たに被保険者資格の取得が必要となる短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届を年金事務所と当組合へそれぞれ届出ください。
また、届出の際は、健康保険被保険者資格取得届の備考欄の「３．短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」に〇をしていただくようお願いいたします。
なお、適用拡大により被保険者資格を取得する方の条件は、以下の要件をすべて満たすこととなります。

① 従業員数が常時５０人を超えている「特定適用事業所」に勤務していること。
② 週の所定労働時間が２０時間以上であること。
③ 賃金の月額が８８，０００円以上（年収１０６万円以上）であること
④ 継続して２カ月を超えて使用される見込みであること。
⑤ 学生でないこと。

ご注意

・　現在、当組合の被扶養者の方で、パートやアルバイトなどの短時間労働で被扶養者の収入要件を満たしている方でも、勤務先での適用拡大により被保険者資格を取得された場合は、当組合の被扶養者から除かれますので、速やかに健康保険被扶養者異動届により、削除の手続きをお願いいたします。

※　短時間労働者の適用拡大は、厚生年金保険法等の改正に伴うものですので、本件に関するご質問等については、日本年金機構へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

東京文具工業健康保険組合
業務部業務課資格係
電話　03－3866－8141
資格係「1」